令和５年３月27日

郡市区等医師会　御中

大 阪 府 医 師 会
（公印省略）

新型コロナウイルス感染症対応に係るパルスオキシメータの医療機関への無償譲渡について

平素は、本会事業の推進に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

厚生労働省より標記事務連絡が発出されておりますので、情報提供いたします。

本事務連絡は、国が医療機関向けにパルスオキシメーターを無償譲渡する旨、知らせるものです。

パルスオキシメーターの譲渡を希望する場合、国の専用フォームから申し込みをお願いいたします。詳細は国事務連絡をご参照ください。

貴会におかれましてはご了知の上、会員医療機関へのご周知をお願い申し上げます。

記

●厚生労働省事務連絡より引用（抜粋）

（１）譲渡対象

○ 新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）に対応いただく医療機関（現在、新型コロナに対応していないが新たに新型コロナの診療等に対応する医療機関も含む。）

（２）配布物

○ 成人用パルスオキシメータ

※ 譲渡対象となる機種は別紙のとおりです（事務連絡ご参照）
ただし、機種等の指定はできません（複数機種を組み合わせて譲渡する場合があります。）。

（３）譲渡上限数

○ １医療機関あたり診療所20個、病院200個まで。

（４）申請期間

○ 令和５年３月27日（月）～令和５年４月26日（水）

※ 申請期間中であっても、厚生労働省で保有する数の上限に達し次第、申請受付終了。

（５）申請方法・譲渡の流れ（下記サイトより直接申し込み）

○ 以下の厚生労働省ホームページにおいて、譲渡希望を受け付ける専用フォーム、当該申請に係る手続等の詳細について掲載。

厚生労働省ホームページ：https://www.mhlw.go.jp/form/pub/mhlw01/pulse2023

○ 譲渡を希望する際は、専用フォームにて下記に掲げる必要事項を入力のうえ申請してください。
（入力事項）
・医療機関名
・配送先の郵便番号、住所
・担当者名
・連絡先（電話番号、メールアドレス）
・希望個数 等
○ 申請次第、順を追って配送いたします。
※ 申請回数は１医療機関あたり原則１回とさせていただきます。
※ 申請後、配送先住所等、医療機関名、希望個数に誤りがあり、訂正・変更等行う場合は、pulse-info@mhlw.go.jpへ医療機関名、訂正内容の正誤、申請担当者名、連絡先をご連絡ください。
※ 可能な限り速やかにお届けすべく、お届けの日時指定はできません。また、個別の配送状況のお問い合わせもご遠慮ください。
※ 申請から約３週間以内に、宅配便にて配送予定です。（送料の負担は必要ありません。）５月８日（月）までに届かない場合、 pulse-info@mhlw.go.jpへご連絡ください。

（６）返品・交換・初期の動作不良について
○ 譲渡されたパルスオキシメータの返品、交換の受付は対応しません。
○ 届いた後、機器の破損があった場合や初期の動作不良が生じている場合は、別のパルスオキシメータを送付しますので、再度、専用フォームへの入力をお願いします。なお、その場合、専用フォームにおいて、「届いたものに不備があったことによる再申請」を選択してください。
○ なお、配送するパルスオキシメータは別の機種を送付する場合があること、また、ご連絡いただいた際に既に厚生労働省保有数の上限に達している場合は別のパルスオキシメータを送付できないことがある旨、予めご了承ください。
○ また、パルスオキシメータの廃棄は各医療機関の負担で行ってください。廃棄方法（分別等）に関しては、各自治体のルールに従ってください。
○ パルスオキシメータの使用方法等に関する疑義は、機種毎に添付文書に記載されている製造販売業者へお問い合わせください。

●問い合わせ先
厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課医療機器政策室
メールアドレス： pulse-info@mhlw.go.jp

●通知文書掲載先（厚生労働省ホームページ。2023年3月24日付通知ご参照）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00416.html

大阪府医師会・地域医療１課
（06-6763-7012）